

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(非常勤役員の報酬等)</p> <p>第6条 <u>非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>理事 日額20,000円</u></p> <p>(2) <u>監事 月額50,000円</u></p> <p>2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給する。</p> <p>第7条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(非常勤役員の報酬等)</p> <p>第6条 非常勤役員手当の額は、日額20,000円とする。</p> <p>2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給する。</p> <p>第7条～第10条 (略)</p>